

(2) 経営協議会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

経営協議会は、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、国立大学法人法第 20 条の規定により、平成 16 年 4 月から全ての国立大学法人に設置されたものであり、主な審議事項は次のとおりである。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- ii) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- iii) 基本規則、学則（本法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- v) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- vi) その他本法人の経営に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

本法人の経営協議会は、学長、学長が指名した理事（2 人）、学長が指名した副学長（1 人）、学長が指名した職員（2 人）、役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者（7 人）の計 13 人で構成している。

令和元年度における経営協議会委員（職名は令和元年 7 月 1 日現在）は、次のとおりである。

議長	川崎直哉	学長
	梅野正信	理事兼副学長
	大庭重治	理事兼副学長
	中舎喜博	理事兼事務局長
	直原幹	副学長
	阿部靖子	教授
	伊藤利彦	ふるさと上越ネットワーク会長
	佐藤幹夫	新潟県中学校長会会長・上越市立城西中学校長
	小原芳明	学校法人玉川学園理事長・玉川大学学長・玉川学園学園長
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館顧問
	高橋信雄	上越商工会議所会頭
	長谷川彰	公益財団法人新潟県文化振興財団理事長
	村山秀幸	上越市長

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

令和元年度は次のとおり 4 回の会議を開催した。

- ・ 第 63 回 令和元年 6 月 21 日（金）
- ・ 第 64 回 令和元年 10 月 18 日（金）

- ・ 第 65 回 令和 2 年 1 月 28 日 (火)
- ・ 第 66 回 令和 2 年 3 月 18 日 (水) ～ 3 月 25 日 (水)

イ 審議された主な事項

令和元年度の主な審議事項は、①平成 30 事業年度の業務実績に関する評価、②平成 30 事業年度決算、③令和 2 年度概算要求、④令和元年度以降における大学教員の年俸制適用、⑤令和元年度学内補正予算、⑥令和 2 年度学内予算編成方針、⑦非常勤役員手当の改定、⑧健康教育研究センターの設置、⑨令和元(2019)年度上越教育大学自己点検・評価結果、⑩令和 4 年度改革基本構想、⑪学長選考会議委員及び同予備委員の選出、⑫監事候補者の推薦、⑬令和 2 年度学内予算、⑭令和 2 年度年度計画、⑮令和 2 年度に係る自己点検・評価実施計画、⑯内部統制規則の制定、等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

年度計画については、前年度と同様に、経営に関する事項に十分な審議時間が確保できるよう資料に工夫を施した上で説明・審議を行った。

また、学内予算など必要に応じ特に重要となる事項を整理した参考資料を作成し、審議の効率化を図った。

なお、議題照会時に、法令上審議すべき事項を示し、審議事項の遺漏がないよう関係組織に促している。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

会議資料を予め委員に送付することにより、審議時間の短縮及び有益な示唆や指導・助言を得る時間を確保した。